

答 申 書

舞鶴市国民健康保険運営協議会

令和8年2月17日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会
会長 岸田 圭一郎

答 申 書

令和8年2月13日付け舞福保第133号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1の「子ども・子育て支援納付金」にかかる条項の追加については、子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることに伴い、関連する条項を舞鶴市国民健康保険条例に追加することは適当であると認める。

諮問事項2の「保険料賦課限度額の引き上げ」については、中間所得者の負担軽減に資することから適当と認める。

諮問事項3の「保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直し」については、物価高騰等の経済動向を踏まえ、所得の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう見直しを行うものであり、適当と認める。

諮問事項4の「令和8年度1人当たり保険料」のうち、「医療分」と「支援分」、「介護分」については、本来負担いただくべき保険料額に引き上げる必要があるが、急激な引上げとならないよう基金を活用し、被保険者の負担を軽減することは、国民健康保険の安定的な運営を図る上、必要であり適当である。また、「子ども分」については、令和8年度より新たに設定するものであり、本来負担いただくべき保険料額を令和8年度の保険料とすることは適当である。

以上